

令和4年3月28日

施設等管理者 様

久留米市長 原口 新五
(健康福祉部保健所保健予防課)

施設等従事者向け PCR 検査結果が陽性の場合の報告等について（依頼）

施設等従事者向け PCR 検査（以下、スクリーニング検査）の過程には、医師が関与せず、確定診断にはならないため、検査結果が陽性又は陽性疑いとなった方は、速やかに行政検査による確定診断を行う必要があります。

また、スクリーニング検査が陽性又は陽性疑いの場合は、市保健所が施設に対して、接触者等の聞き取りを行う必要がありますので、施設等管理者の方へ、以下の対応をお願い致します。

1. 報告、相談について

- ・受検した従業員で、スクリーニング検査結果が陽性又は陽性疑いとなった場合、施設等管理者から、下記相談センターへご連絡ください。
- ・施設等管理者は、スクリーニング検査で陽性又は陽性疑いとなった職員について、保健所からの聞き取りにご協力ください。

2. 陽性者への対応について

- ・施設等管理者は、検査結果が陽性となった従事者へ、下記相談センターへ連絡し、確定検査を受けることを勧めてください。
- ・確定検査結果が出るまでの期間は、仕事は控えて頂くようお願いいたします。施設等管理者は従業員の勤務シフト等のご配慮をお願いいたします。

久留米市新型コロナウイルス相談センター

0 9 4 2 — 3 0 — 9 3 3 5

※久留米市の施設等従事者向け PCR 検査の件とお伝えください。

3. その他

- ・確定検査結果が陽性の場合、速やかに職場において濃厚接触者等の検査を行いますので、ご協力ください。

久留米市健康福祉部 保健所 保健予防課
(TEL)0942-30-9730 (FAX) 0942-30-9833